

B 3 - 5 4

5 年 保 存 (常) (令和11年12月31日まで)

F N . B 3 - 3 - 1
鹿 人 少 第 353 号
鹿 情 第 120 号
鹿 生 企 第 319 号
鹿 地 第 284 号
鹿 刑 企 第 224 号
鹿 捜 一 第 275 号
鹿 鑑 第 132 号
鹿 科 研 第 88 号
令 和 6 年 1 2 月 5 日

各 部 長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担当	人身安全二係	TEL	
----	--------	-----	--

行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式
について（通達）

行方不明者発見活動（以下「発見活動」という。）については、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式について（通達）」（令和6年4月8日付け鹿人少第92号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき、警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる行方不明事案情報管理業務（以下「システム」という。）を活用した運用を行っているところであるが、下記のとおり、行方不明者届に係る関係書類の保管等に関する運用の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和7年1月1日から施行し、旧通達は令和6年12月31日限り廃止する。

記

第1 総則関係

1 目的（規則第1条関係）

規則は、発見活動が警察の責務を達成するための重要な活動であることを明確

に示し、当該活動のより確実な実施を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義（規則第2条関係）

(1) 行方不明者（第1項関係）

「行方不明者」とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、第6条第1項の規定により届出がなされたものをいう。

(2) 特異行方不明者（第2項関係）

ア 犯罪被害（第1号関係）

「生命又は身体に危険が生じているおそれがある」とは、既に生命又は身体に危害が加えられているおそれがある場合のほか、将来危害が加えられるおそれがある場合をいう。

イ 少年福祉犯被害（第2号関係）

(ア) 「少年の福祉を害する犯罪」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第37条に規定する福祉犯をいう。

(イ) 「被害にあうおそれがある」とは、行方不明後、少年の福祉を害する犯罪の被害に遭う蓋然性の強いことをいう。

当該蓋然性の判断については、単に本人の性別、年齢等の一般的事情のみではなく、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、家庭環境等の個別具体的な事情により行うこと。

ウ 事故遭遇（第3号関係）

「その他の事情」とは、気象条件、地形等の個別具体的な事情をいう。

エ 自殺企図（第4号関係）

「その他の事情」とは、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の個別具体的な事情をいう。

オ 自傷他害のおそれ（第5号関係）

(ア) 「精神障害の状態にあること」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する状態にあることをいう。

(イ) 「危険物を携帯していること」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条に規定する銃砲若しくは刀剣類、同法第3条第1項に規定するクロスボウ、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物若しくは劇物等を携帯していることをいう。

(ウ) 「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある」とは、性格、素行、言動、行方不明前後の状況、過去の病歴等の個別具体的な事情により、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることをいい、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす意思があるかを問わない。

カ 自救無能力（第6号関係）

(ア) 「年少者」とは、おおむね13歳以下の者をいう。

(イ) 「自救能力がない」とは、当該行方不明者のみで生活する能力がないことをいう。

3 発見活動の基本（規則第3条関係）

発見活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とする。

(1) 迅速かつ的確な対応（第1号関係）

発見活動の目的である行方不明者の生命及び身体の保護を図るため、行方不明者に係る取扱いについては迅速かつ的確に対応すること。

(2) 必要な捜査の実施（第2号関係）

行方不明となった原因が犯罪被害によるものである可能性を考慮し、事案に応じ、必要な捜査を行うこと。

(3) 関係者の名誉及び生活の平穏に対する配慮（第3号関係）

行方不明者その他関係者の名誉及び生活の平穏を害することがないように配慮すること。発見活動を行うに当たっては、異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等の関係者のプライバシーに関わる事項を扱うことから、これらの事項の取扱いについて十分な注意を払うこと。

(4) 警察の組織的機能の発揮（第4号関係）

関係都道府県警察及び警察の各部門が緊密に連携すること。

発見活動を行うに当たっては、当該都道府県警察や生活安全部門のみでは十分な発見活動を行うことは不可能であることから、関係都道府県警察及び警察の各部門が相互に連携し、警察全体として発見活動に取り組むことにより、警察の組織的機能を発揮すること。

4 警察署長の責任（規則第5条関係）

警察署長は、所属の警察職員を指揮監督し、必要に応じて、各部門を相互に連携させ発見活動のため十分な体制を構築するなどにより発見活動の適切な実施を確保すること。

第2 行方不明者届の受理等

1 行方不明者届の受理（規則第6条関係）

(1) 行方不明者届をしようとする者（第1項関係）

ア 行方不明者の後見人（第1号関係）

「法人の代表者その他当該法人において行方不明者の後見の事務に従事する者」とは、法人の代表者又は法人に属して後見に係る業務に従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第2号関係）

「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦として認められないが、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるような事実関係にある者をいう。

ウ 行方不明者の福祉に関する事務に従事する者（第４号関係）

「行方不明者の福祉に関する事務に従事する者」とは、福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。）の職員、行政又は社会福祉法人が運営する各種の福祉サービスに従事する者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

エ 行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者（第５号関係）

「行方不明者と社会生活において密接な関係を有する者」とは、同居人、雇主その他の行方不明者の身上、安全等を配慮する立場にある者であって、行方不明者が確かに行方不明となっているかどうかを的確に判断できるものをいう。

(2) 留意事項

ア 行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所を管轄する警察署長は、規則第６条第１項各号に該当する者からの行方不明者届がなされた場合には、これを受理すること。

なお、本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。

イ 行方不明者が行方不明となった場所又は行方不明者届をしようとする者の住所若しくは居所を管轄する警察署長は、行方不明者届をしようとする者の利便等を考慮し、水難等の事故遭遇のおそれ等のある者に係る行方不明者届をしようとする者が現に行方不明となった場所を管轄する警察署に訪れている場合、行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所から遠隔地にある場合、及び行方不明者届をしようとする者が高齢により移動が困難である場合その他特段の事情がある場合には、行方不明者届を受理すること。

2 行方不明者届の受理時の措置（規則第７条関係）

(1) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、当該行方不明者届をした者（以下「届出人」という。）から、規則第６条第３項の規定に基づき行方不明者届出書（別記第１号様式）を受理し、規則第７条第１項各号に掲げる事項（行方不明者届受理・登録票（甲）・（乙）・（丙）（別記第２号様式。以下「受理票」という。）に掲げる事項）について聴取するとともに、行方不明者を撮影した写真その他の発見活動を適切に実施するために必要と認められる資料の提出を求めること。

なお、資料の提出を受けた際は、当該資料の写しの作成や写真撮影を行い、原本は速やかに返却すること。

また、発見活動にＤＮＡ型鑑定を用いることが有効である事案にあつては、届出人その他関係者に対し、可能な範囲でＤＮＡ型鑑定資料の提出を求めること。

さらに、警察署長は、届出人から発見活動を的確に行うに足る情報等が得られなかった場合は、所属の警察職員に指示し、補充の調査を実施すること。

- (2) 警察署長は、行方不明者届を受理したときは、届出人に対し、警察が行う発見活動について正確な知識を与え、届出人から発見活動に必要な情報の提供を受けられるようにすること等のため、警察が行う発見活動の内容、発見時の措置等について説明すること。特に、規則第26条第1項ただし書に基づき発見等の通知をしないこと、又は通知する事項を限ることがあること、及び同条第2項に基づきストーカー事案等であることが判明したときは本人の同意がある場合を除き通知しないことについて説明すること。この場合において、届出人の皆様へ（別記第3号様式）の氏名欄を記載した後、届出人に対して同書面末尾の日付の記入と署名を求め、その写しを届出人に交付すること。

3 行方不明者に係る事項の報告（規則第8条関係）

警察署長は、行方不明者届を受理したとき、及び行方不明者に係る事項に変更があったときは、速やかに、警察本部生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）を通じて本職に報告するとともに、当該行方不明者に係る情報をシステムに登録すること。

また、人身安全・少年課長は、発見活動を行う警察署長に対し、必要な指導、助言等を行うこと。

4 事案の引継ぎ（規則第9条関係）

規則第6条第2項の規定により行方不明者届を受理した警察署長は、自ら発見活動を行うことが適当でないと認めるときは、規則第8条第1項及び第2項の規定により本職等に報告すること。

また、システムに行方不明者届引継書（別記第4号様式）に係る必要な情報を登録し、当該行方不明者が行方不明となったときにおける住所又は居所を管轄する警察署長に対し、当該事案をシステムにより引き継ぐこと。この場合において、引継ぎをした警察署長は、届出人に対し、発見活動を主体となって行う警察署長が変更になること、及び引継ぎ先の窓口担当者を実に通知すること。

また、引継ぎを受けた警察署長は、速やかに、システムへの登録を行い、その旨を引継ぎをした警察署長に連絡すること。

5 事後に取得した情報の記録及び活用（第10条関係）

行方不明者届を受理した警察署長及び規則第9条の規定により行方不明者届に係る事案の引継ぎを受けた警察署長（以下これらを総称して「受理署長」という。）は、所属の警察職員に、行方不明者届の受理（引継ぎ）時の状況、特異行方不明者であるか否かの判断をはじめ、事後に取得した情報や発見活動の経過等について、適時、行方不明事案指揮・対応票（別記第5号様式）に係る情報をシステムに登録させて確実に記録化させるとともに、報告を徹底させること。

また、受理署長は、行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置を執るとともに、規則第21条の規定により、システムに特異行方不明者手

配書（別記第6号様式）に係る情報を登録し、特異行方不明者手配を行っている場合には、手配先の警察署長に対し、取得した情報を提供するなど、発見活動に積極的に活用すること。

6 特異行方不明者の判定（規則第11条関係）

受理署長は、警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者に、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかについてその意見を報告させるとともに、規則第7条第1項の規定による聴取の内容、規則第10条の情報、発見活動を通じて得られた情報及び警察署の発見活動を主管する課又は係の責任者の報告の内容等諸般の事情を総合的に勘案し、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。

また、判定後に特異行方不明者の判定に資する情報が得られる場合があるなど行方不明者に係る状況は変化することから、受理署長は、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。

さらに、受理署長は、規則第11条第1項の規定により行方不明者が特異行方不明者に該当すると判定したとき、及び特異行方不明者に該当すると判定した者がこれに該当しないと判定したときは、速やかに、その旨を人身安全・少年課長を経由して本職に報告し、システムの登録内容の変更等について協議すること。

第3 行方不明者の発見のための活動

1 一般的な発見活動

(1) 警察活動を通じた発見活動（規則第12条及び第13条関係）

警察職員は、システムによる照会を効果的に活用すること等により、各種の警察活動が行方不明者を発見する機会になり得ることを意識して、これらの活動に当たること。

(2) 行方不明者に係る資料の公表（第14条関係）

受理署長は、行方不明者の発見のために必要であり、かつ、届出人の意思その他の事情を考慮して適当と認めるときは、届出人に公表要請書（別記第7号様式）の作成を求め、行方不明者の氏名、年齢その他の事項を記載した資料を作成し、警察署の掲示場への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表すること。

なお、掲示板等で公表する資料については、行方不明者手配（別記第8号様式）を使用するものとする。

また、受理署長は、届出人その他関係者から行方不明者に係る資料の提出を受ける場合は、事前にその内容、数量等について指導すること。

資料の公表の期間は、公表の日からおおむね3月とし、公表期間中に行方不明者が発見されない場合は、届出人その他の関係者に連絡して公表期間の延長等に関する意思を確認し、その状況をシステムに登録するとともに、人身安全・少年課長に連絡するものとする。

さらに、行方不明者を発見した場合等、公表の必要がなくなった場合には、

速やかに、その旨を人身安全・少年課長に連絡し、公表した資料の回収・削除等を行うこと。

人身安全・少年課長は、受理署長から資料の公表期間の延長等に関する連絡を受けた場合は、その内容を関係所属に通知するものとする。

(3) 受理票の写しの送付（規則第15条関係）

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、身元不明死体の情報との対照のため、鑑識係を通じて警察本部刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）に対し、写真その他必要と認められる資料を添付して、受理票の写し（システムから、すかしを入れた状態で出力したものをいう。以下同じ。）を送付すること。

なお、受理票の写しの送付要領については、別添「鑑識課長への受理票の写しの送付要領」を参照すること。

(4) 身元不明死体票の作成及び送付（規則第16条関係）

警察署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体であって身元が明らかでないものについて、その死亡者に該当する可能性のある行方不明者届を受理しているかどうか確認し、これを受理していないときは、速やかに、身元不明死体票（別記第9号様式）を作成し、鑑識課長に送付すること。

(5) 鑑識課長による対照等（規則第17条及び第18条関係）

ア 鑑識課長は、受理票の写し並びに身元不明死体票の整理及び保管に当たっては、次の区分及び順序により行うこと。

(ア) 男女別

(イ) 行方不明又は死亡年（推定）

(ウ) 行方不明者の年齢又は死亡者の年齢（推定）

(エ) 行方不明又は死亡月日（推定）

イ 鑑識課長は、規則第18条第4項の規定により警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）から受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかった旨の通知を受けた場合は、同条第5項の規定により当該通知があった旨を、受理票の写し又は身元不明死体票を送付した警察署長に通知すること。

(6) 迷い人についての確認（規則第19条関係）

生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者（以下「迷い人」という。）を発見したときは、年齢、人着、土地鑑等に基づくシステムによる照会を実施するとともに、迷い人票（別記第10号様式）及び迷い人照会書（別記第11号様式）を作成し、行方不明者照会及び他の警察に対する照会を実施し、当該迷い人について行方不明者届がなされていないか確認すること。

また、確認後、警察署長は、当該迷い人を関係機関に引き継ぐこと。

(7) 他の都道府県警察との連携

警察署長は、行方不明者の発見活動において、他の都道府県警察との連携が必要と認められる場合は、人身安全・少年課長に対し、他の都道府県警察への連絡を依頼すること。

警察署長からの依頼を受けた人身安全・少年課長は、システムによる当該行方不明事案情報の共有、当該行方不明事案に係る発見活動上の連携等について、他の都道府県警察と協議するなど必要な措置を講ずること。

2 特異行方不明者の発見活動

(1) 受理署長の措置（規則第20条関係）

特異行方不明者については、その生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることから、受理署長は、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確に執るとともに、特異行方不明者の発見に資する情報等を収集するため、届出人その他関係者と適時連絡を取るよう努めること。

また、特異行方不明者の発見に必要があると認めるときは、関係行政機関若しくは地方公共団体又は関係事業者の協力を求めることとなることから、発見活動に協力を得ることができるよう、発見活動の内容等について周知するとともに、連絡のための窓口を設定するなど体制を構築すること。

なお、特異行方不明者の発見活動の状況、届出人その他関係者との連絡状況等については、第2の5の方法で、適時、システムに登録して、記録化させること。

さらに、速やかに身元不明死体の情報との対照ができるよう、受理署長は、特異行方不明者と判定をした後速やかに、規則第2条第2項第2号に掲げる者を除き、1(3)の方法により受理票の写しを鑑識課長に送付すること。

(2) 特異行方不明者手配（規則第21条及び第22条関係）

ア 特異行方不明者手配の種別（第1項関係）

「立ち回り見込先」とは、居所、友人宅等の行方不明者の立ち回りが予想される場所をいう。

「立ち回り見込地域」とは、行方不明者の立ち回りが予想される地域であって、おおむね市区町村以下の範囲のものをいう。

「就業が予想される業種等」とは、行方不明者が就業していると予想される業種、宿泊先又は居住先等の当該地域において発見活動を行う上で参考となる事情が判明していることをいう。

イ 留意事項

(ア) 特異行方不明者手配については、当該特異行方不明者の要保護性、危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、特異行方不明者手配を受けた警察署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。

(イ) 受理署長は、立ち回り見込先又は立ち回り見込地域を管轄する警察署長

に対し、第2の5の方法でシステムに特異行方不明者手配書に係る情報を登録するなど必要な処理を行った上で、手配を行うこと。

- (ウ) 特異行方不明者について、その発見に資する手掛かりがなく特異行方不明者手配ができない場合においても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合には、本職を通じて他の都道府県警察に対し、当該特異行方不明者の発見活動への協力の要請を行うことができることに留意すること。

(3) 特異行方不明者手配を受けた警察署長の措置（規則第23条関係）

特異行方不明者手配を受けた警察署長は、特異行方不明者の生命又は身体に危険が及んでいるおそれがあることを勘案し、規則第23条に規定する措置を迅速かつ的確に執り、その実施結果を受理署長に通知すること。

(4) 特異行方不明者手配の有効期間（規則第24条関係）

特異行方不明者手配は、手配先の警察署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配の必要性等を適切に判断した上で、手配の有効期間（手配をした日から3月を経過する日まで）を更新すること。

第4 特異行方不明者等資料のDNA型鑑定等（規則第24条の2関係）

1 特異行方不明者等DNA型記録の作成等

- (1) 受理署長は、規則第18条第5項の規定により、鑑識課長から受理票の写しに係る行方不明者の死亡が確認されなかった旨の通知を受けた場合においては、届出人の求めがあり、当該特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるとき、届出人又は当該特異行方不明者の実子、実父若しくは実母（以下「届出人等」という。）から、その同意を得て、規則第24条の2第1項各号に定める資料（以下「特異行方不明者等資料」という。）の提出を受けること。

- (2) 特異行方不明者の発見のため必要かつ相当であると認めるときとは、当該特異行方不明者が死亡している蓋然性が認められる場合であって、次のいずれかに該当すると判断されるときとする。

ア 行方不明者届を受理した日から6月を経過しても当該行方不明者が発見されない場合であって、DNA型鑑定以外に発見する手段がないとき。

イ 6月を経過していない場合であっても、特異行方不明者発見のため迅速にDNA型鑑定を行う必要がある場合で、DNA型鑑定以外に当該特異行方不明者を発見する手段がないとき。

- (3) 特異行方不明者等資料の提出を受けるときは、届出人から申立書（別記第12号様式）の提出を求めること。

また、届出人等から特異行方不明者本人の資料の提出を受けるときは、本人資料用の同意書（別記第13号様式）を、届出人等から資料提出を受けるときは、家族資料用の同意書（別記第14号様式）を徴すること。

- (4) 特異行方不明者等資料の提出を受けたときは、届出人等に受領書（別記第15号様式）の写しを交付するとともに、同資料の返還希望を聴取の上、返還希望書（別記第16号様式）を徴すること。

届出人等に資料を返還したときは、返還書（別記第17号様式）を徴すること。
ただし、返還を放棄したときは、返還書の作成は要しない。

2 DNA型鑑定の嘱託

- (1) 受理署長は、届出人等から特異行方不明者等資料の提出を受けたときは、特異行方不明者等DNA型鑑定嘱託書（別記第18号様式）を作成して、警察本部刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に送付し、当該資料のDNA型鑑定を嘱託すること。
- (2) 嘱託を受けた科学捜査研究所長は、嘱託に係る資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型（DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第2条第2号の特定DNA型をいう。以下同じ。）が判明し、受理署長から規則第24条の2第4項の規定による対照をする必要があると認められる旨の通知を受けたときは、警察庁長官が定める事項の記録（以下「特異行方不明者等DNA型記録」という。）を作成し、これを犯罪鑑識官に電磁的方法により送信すること。

なお、送信後は特異行方不明者等DNA型記録を抹消すること。

- (3) 科学捜査研究所長は、犯罪鑑識官から(2)の対照結果の通知を受けたときは、直ちに、当該通知内容を受理署長に通知すること。
- (4) 事案の引継ぎによる鑑定嘱託は、特異行方不明者等資料に係る鑑定関係の資料を適正に管理するため、引継先の警察署長において行うこと。

特異行方不明者等資料のうち特異行方不明者の実子、実父母に係るものの提出については、届出人等の要望を受け、受理署長と引継先の警察署長との協議により、受理署長が提出を受けることができる。その場合は、当該資料の採取方法等について事前に受理署長と引継先の警察署長とが協議した上で、当該資料については受理署長から引継先の警察署長に対して書留郵便又は簡易書留郵便により送付し、引継先の警察署長において鑑定嘱託を行うこと。

特異行方不明者の遺留資料の提出については、当該資料の紛失防止の観点から、書留郵便又は簡易書留郵便による送付はしないこと。

第5 行方不明者の発見時の措置

1 行方不明者を発見した警察職員等の措置（規則第25条関係）

届出人に対する発見の通知の要否は受理署長により判断されることが適當であることから、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、行方不明者に対し届出人への連絡を促すなどの措置を執り、自らは届出人その他関係者に連絡しないこと。

なお、保護を要する行方不明者を発見した場合は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の規定に基づく保護を行うこと。

また、行方不明者を発見し、又はその死亡を確認した場所を管轄する警察署長は、システムに行方不明者発見票（別記第19号様式）に係る情報を登録の上、規則第25条第4項の規定により受理署長に通知すること。

2 届出人に対する通知（規則第26条関係）

受理署長は、行方不明者が発見されたとき、又はその死亡が確認されたときは、原則として、届出人に通知すること。ただし、当該行方不明者の意思、自救能力、年齢等を考慮して、適当と認めるときは通知をしないこと、又は通知をする事項を限ることができることに留意すること。

また、当該行方不明者に対し、届出人からストーカー行為等をされていないか、配偶者からの暴力を受けていないかなどの事項を確認すること。

なお、届出人からストーカー行為等がなされていた場合において、当該行方不明者本人の同意を得て、届出人に対し連絡をする場合は、同意書（別記第20号様式）を徴するなどの措置を執ること。

3 警察本部長に対する報告等（規則第27条関係）

行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他行方不明者に係る記録の保管の必要がなくなつたと認められるときは、システムに保存されている行方不明者に係る情報を抹消する必要があることから、受理署長及び人身安全・少年課長は、その旨を確実に報告すること。

4 鑑識課長等に対する報告等（規則第28条関係）

受理署長は、行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたとき、身元不明死体票に係る死亡者の身元が確認されたときその他受理票の写し又は身元不明死体票の保管の必要がなくなつたと認められるときは、速やかに、その旨を鑑識係を通じて鑑識課長に報告すること。

報告を受けた鑑識課長は、犯罪鑑識官にその旨を報告するとともに、規則第17条第3項の規定により保管している当該受理票の写し又は身元不明死体票は廃棄すること。

5 特異行方不明者手配の解除（規則第29条関係）

特異行方不明者手配は、手配先の警察署長に対し、規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配に係る特異行方不明者が発見されたとき、その死亡が確認されたときその他手配の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、システムに特異行方不明者手配解除通報書（別記第21号様式）に係る情報を登録し、手配解除の処理を行うこと。

第6 行方不明者届がなされていない場合等の特例（規則第30条関係）

発見活動は、生命又は身体の保護という警察の責務を達成するために行う活動であることから、警察署長は、行方不明者届の有無等にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則による措置を執ることができることに留意すること。

第7 関係書類等の保管

1 システム登録

取得又は作成した行方不明者届出書などの関係書類（提出者が返還を求めている資料及び捜査に関する資料等を除く。）については、速やかに必要な事務処理を行った上で、生活安全担当課長以上の者の責任の下に、スキャナ等で適切に読み取ることにより電子媒体に変換し、当該電子媒体をシステムに登録（アップロード）することができる。この場合、登録した電子媒体の文書を正本として管理することとし、電子化前の文書については、別に正本が管理されている文書の写しに該当するものとして、1年未満保存文書として取り扱うこと。

2 留意事項

システムの操作に当たっては、登録内容等の確認を徹底し、情報の誤登録や情報の誤削除の防止に万全を期すこと。

なお、システムに登録された情報を誤って削除した場合は、人身安全・少年課長に速報すること。

鑑識課長への受理票の写しの送付要領

1 受理票の写し等の送付の目的

全国において発見された身元不明死体については、警察共通基盤システムによる身元確認照会業務を利用して対照、照会を行っており、都道府県警察で登録された身元不明死体の身元確認に結び付けていることから、受理票の写し等の送付手続を適切に行う必要がある。

2 法的根拠

(1) 行方不明者発見活動に関する規則第15条《受理票の写しの送付》

受理署長は、行方不明者届を受理した日から1月を経過しても当該行方不明者届に係る行方不明者が発見されないときは、受理票の写しを作成し、警察本部の鑑識課長に送付しなければならない。

(2) 同規則第20条第3項《受理署長の措置》

受理署長は、特異行方不明者（第2条第2項第2号に掲げる者を除く。）については、第15条の規定にかかわらず、第11条第1項の規定による判定をした後速やかに、受理票の写しを作成し、本部鑑識課長に送付しなければならない。

3 送付の対象

(1) 特異行方不明者（少年福祉犯被害を除く。）

(2) 受理した日から1月を経過しても発見されない少年福祉犯被害の特異行方不明者及び「その他」の行方不明者

4 送付の時期

(1) 特異行方不明者（少年福祉犯被害を除く。）

受理後、速やかに報告すること。

(2) 少年福祉犯被害の特異行方不明者及び「その他」の行方不明者

受理した日から1月を経過した翌月10日（休日の場合は、翌日）までに報告すること。

5 送付要領

(1) 特異行方不明者

警察署の行方不明担当係（以下「署担当係」という。）は、行方不明者届受理後、速やかにシステム上の処理等を行った上で、警察署の鑑識係（以下「署鑑識係」という。）に対し、特異行方不明者（少年福祉犯被害を除く。）の届出を受理したことをシステム及び口頭により通知すること。

署鑑識係は、署担当係からのシステム上の通知内容を確認し、システムの帳票出力機能を活用し、受理票など必要な資料の写しを出力（必ず交付先を入力し、すかしを入れた状態で印字）して鑑識課長に送付すること。

(2) 少年福祉犯被害の特異行方不明者及びその他の行方不明者

署担当係は、行方不明者届を受理した日から1月を経過した翌月10日（休日の

場合は、翌日の平日）までにシステム上の処理等を行った上で、署鑑識係に対し、行方不明者の届出を受理したことをシステム及び口頭により通知すること。

署鑑識係は、署担当係からのシステム上の通知内容を確認し、システムの帳票出力機能を活用し、受理票など必要な資料の写しを出力（必ず交付先を入力し、すかしを入れた状態で印字）して、鑑識課長に送付すること。

6 送付した事案の発見又は死亡確認時の要領

署担当係は、署鑑識係に通知した行方不明者が発見又はその死亡が確認された場合には、速やかにシステム上の処理等を行った上で、鑑識係への通知を行い、行方不明者届の解除手続等を行うこと。

署鑑識係は、削除通報書を作成して鑑識課長に送付すること。

7 送付に関する留意事項

(1) 受理票の写し等の送付の重要性の理解

1 のとおり、受理票の写し等の送付が適切に実施されなければ、詳細な行方不明者情報の登録作業が行われず、身元不明死体の身元確認に支障を来すおそれがあることから、送付に当たっては、行方不明者の種別、報告時期等を確認の上、適切に行うこと。

(2) 署担当係と署鑑識係の連携

受理票の写し等の送付については、署担当係と署鑑識係が緊密に連携し、送付漏れや解除漏れ等がないように留意すること。

(3) 出力資料の適正な取扱い及び紛失防止

署鑑識係は、システムから受理票の写し等の帳票を出力する際は、その交付先を入力し、すかしを入れて出力すること。

また、鑑識課長への送付時においては、業務主管課長に報告して確認を受けるなど、出力資料の適正な管理に努めること。

別記

第1号様式（第2の2の(1)関係）

行 方 不 明 者 届 出 書

※	警察署	※受理番号	
※取扱者	課（係） 階級 氏名	㊟	
※受理年月日時	年 月 日	午前・後	時 分
行方不明者	住 所	連絡先（ ）	
	職 業	勤務先（ ） 学校名	
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日・性別	年 月 日（ 歳） 男・女	
上記の行方不明者について届出をします。 年 月 日 警察署長 殿 届出人 住居 職業 氏名 生年月日 続柄 (行方不明者との関係) (電話) 公表希望の有無 ☐ この届出について公表を希望します。（公表要請書の記載が必要） ☐ 公表を希望しません。			

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。太枠内を記載してください。
- 2 公表希望の有無について、希望する□にレ点を付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

第2号様式（第2の2の(1)関係）

行方不明者届受理・登録票（甲）

										取 扱 者			
										都道府県			
										所属名			
										階級（役職）			
										氏名			
										電話番号			
受理番号		第 号		受 理 年月日時		年 月 日 時 分							
行方不明者の種類						受理警察署		警察署					
行 方 不 明 者	本(国)籍					届 出 人	住 所	電話番号（ ）					
	住 所	電話番号（ ）					職 業 (勤務先)	フリガナ氏 名	年 月 日生（ 歳）				
	フリガナ氏 名							行方不明者との関係	緊急連絡先	氏名			
	フリガナ異 名					同 伴 者	住 所						
	職 業			勤務先 学校名			職 業 (勤務先)	フリガナ氏 名	(歳)				
	生 年 月 日	年 月 日		性 別						行方不明者との関係	行 方 不 明 者 届 出	署 号	
		受理時の満年齢 () 歳											
身 体 特 徴	種 別	部 位	形 状	備 考	種 別	部 位	形 状	備 考	種 別	部 位	形 状	備 考	
体 格 ・ 人 相	身 長	cm			着 衣	上 衣	コート、ジャンパー、雨衣、作業服類			ネクタイ、帽子、マフラー等			
	体 型	() kg					セーター、トレーナー、ワンピース、ジャケット類			パジャマ、下着類等			
	面 型						ブラウス、Tシャツ、Yシャツ類			履 物			
	顔 色												
	眼 鏡	レンズ () 縁 ()				下 衣	ズボン、スカート類			その他			
	頭 髪												
血液型													
歯	病院名		通院 時期		所持 金 品	カバン バッグ類				時 計	メーカー () 名 称 () その他特徴 ()		
	所在地					財 布 (所持金)	所持金 ()			貴金属類			
行 動 等 の 特 徴	なまり				使用 車 両 等	スマートフォ ン、携帯電話 機等(電話番号)	電話番号 ()			その他			
	歩 行 口 癖					自動車区分				通称名			
	趣味・嗜好 特技・資格					登録車両番号				塗色			
						使用者				運転免許の有無			
				記 事									
行 方 不 明 と な っ た 場 所 ・ 状 況	行方不明 年月日時	年 月 日 時 分				原因・動機							
立 ち 回 り 見 込 先	所在地	関係者名		行方不明者との関係	立 ち 回 り 見 込 地 域	地域名	業種等	理 由					
発 見 時 の 措 置													
届 出 人 の 意 思	・発見時に通知してください。			・その他			受 理 署 長 の 意 見						
	・発見時に保護してください。												
	・発見の際は、迎えに行きます。												
記 事				留 意 事 項									

行方不明者届受理・登録票（乙）

行方不明者氏名												
受 理 時 の 確 認 事 項												
A 届出の状況等					F 行方不明前後の状況							
認知から届出までの時間 届出が遅れた理由 届出前の捜索の状況 他に届出をすべき親族等の有無 その他					1 言 動	悲観的・困窮に関する言動 紛争に関する言動 家族との会話 その他						
B 行方不明者の性格等					2 状 況							
1 性 格	(真面目・不真面目)、(温和・勝気)、(明朗・陰険)、(理性的・感情的) (几帳面・だらしない)、(辛抱強い・あきやすい)、(慎重・軽率) (素直・偏屈)、(社会的・内向的)、(大胆・小心)、その他 ()											
2 服 装 等	普段の服装 外見の特徴等				3 行 き 先	交通量、天候 環境(危険箇所) 土地鑑、その他						
3 健 康 状 態	身体(精神)障害 持病、既往症 その他				4 足 取 り	友人・知人宅 飲食店、接触者 目撃者、その他						
4 習 癖	酒癖、粗暴癖、盗癖 薬物等の常用、放浪癖 外泊癖、その他				5 居 宅 等 の 状 況	生活必需品、嗜好品 貴重品、旅行用具、通帳、遺書、書き置き、日記 整理整頓の状況、その他						
C 行方不明者の経歴等					G SNS等の利用状況							
1 経 歴	学歴、職歴 犯・非行歴 保護歴、その他				利用状況 SNS上の交友関係 使用機器類							
2 土 地 鑑	前住居、旅行先 その他				H 公表に関する届出人の意向							
3 交 友	異性関係、学友・同僚 上司、取引先、近隣 暴力団等との関係等				届 出 受 理 時	公表希望の有無		公表日 年 月 日				
						公表方法						
						特記事項						
4 経 済	収入、預貯金 債権、債務 その他				期 間 経 過 後	※公表することとなった場合		年 月 日				
						公表日						
						公表方法						
						特記事項						
D 家庭の状況					I その他参考となる事項							
知名人、資産家 他人の怨恨 家庭内の紛争 その他特殊事情												
E 職場・学校の状況												
トラブルの有無 出勤・通学状況 その他特殊事情												
特 異 行 方 不 明 者 に 該 当 す る か 否 か の 判 定												
責 任 者 の 意 見	判定日 (年 月 日) 担当者名				判定日 (年 月 日)							

行方不明者氏名

行 方 不 明 者 登 録 等 の 経 過									
登 録	区分	行方不明者登録			登録担当者				
	仮登録	年 月 日 時 分			所属名			担当者名	
	本登録	年 月 日 時 分			所属名			担当者名	
登 録 解 除	区分	行方不明者解除			登録担当者				
	仮登録	年 月 日 時 分			所属名			担当者名	
	本登録	年 月 日 時 分			所属名			担当者名	
手 配 項 目	区分	手 配			手配解除			手配所属	
	立ち回り見込先①	年 月 日			年 月 日			所 属	地 名 等
	立ち回り見込先②	年 月 日			年 月 日			所 属	地 名 等
	立ち回り見込地域①	年 月 日			年 月 日			所 属	地 名 等
	立ち回り見込地域②	年 月 日			年 月 日			所 属	地 名 等
鑑 識 通 知	登録通知	年 月 日			公 表	年 月 日		(特記事項)	
	解除通知	年 月 日				(公表方法)			
鑑 定	受領年月日	資料名			提出者			対応所属	
	年 月 日				(行方不明者との関係)				
	年 月 日				(行方不明者との関係)				
	年 月 日				(行方不明者との関係)				
引 継 ぎ	引継日	引継先所属・担当者				引継元所属・担当者			
	年 月 日								

行 方 不 明 者 発 見 の 経 過				
発見区分	1 所在確認		2 死亡確認	3 その他
発見日時	年	月	日	時 分
発見場所				
発見の端緒	1 立ち回り調査	2 職務質問	3 立入調査等	4 少年補導
	5 犯罪捜査	6 民間通報	7 保護願出	8 その他
発見時の状態	1 被害者		2 被疑者	3 その他
手配等の活用結果	1 システム登録 5 警察施設等への揭示	2 特異行方不明者手配書 6 その他（	3 報道等	4 インターネット ） 7 該当なし
発見の状況				
発見後の措置（通知の有無）	1 行方通知（全通知・一部通知・生存のみ）		通知先（	2 通知不要（ストーカー事案・DV事案・その他）
通知の経過又は通知を不要とした理由、行方不明者の措置				

届出人の皆様へ

警察署

1 行方不明者 氏名： の届出を受理しました。

2 警察では、行方不明者届を受理した場合、警察共通基盤システムに登録するとともに、各種の警察活動を通して行方不明者発見活動を行います。

3 行方不明者を発見した場合の措置

① 原則として、届出人に対し、発見された日時、場所などを通知します。

② 行方不明者が発見された場合であっても、行方不明者の意思その他の事情を考慮し、届出人に対し、通知しないこと、又は通知する事項を制限することがあります。

③ 以下に該当すると認められる場合で、かつ、発見された行方不明者が通知について同意しない場合は、届出人に①の通知をすることはありません。

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律に規定されているつきまとい等又は位置情報無承諾取得等若しくはストーカー行為をされていた場合

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されている配偶者からの暴力を受けていた場合

4 その他

以下の場合には、届出をした警察署まで御連絡ください。

① 行方不明者に関する新たな情報を得た場合

② 行方不明者の帰宅を確認した場合

③ 行方不明者の所在を確認した場合

④ 届出人の方の住所や連絡先が変更される場合

年 月 日

氏名

第4号様式（第2の4関係）

行方不明者届引継書

年 月 日

警察署長 殿

警察署長

下記の行方不明者に係る行方不明者届を引き継ぎます。

記

行方不明者の 住所、職業 氏名、年齢	住所 職業 氏名 年齢
届出者の住所 氏名、年齢	住所 氏名 年齢 (連絡先)
受理年月日 受理警察署 受理番号	年 月 日 警察署 受理番号
引継ぎの理由	
参考事項	
引継ぎ元 担当者	階級 氏名 連絡先 ()
引継ぎ先 担当者	階級 氏名 連絡先 ()

第5号様式（第2の5関係）

行方不明事案指揮・対応票

行方不明者氏名		受理年月日		受理番号	
---------	--	-------	--	------	--

				No.	
日 時	年 月 日 時 分				
題 名					
内 容					
備 考					
		担当者	所属		氏名

第6号様式（第2の5関係）

特異行方不明者手配書

その1

宛 名	殿		手配年月日		年 月 日				
			手配事由		立ち回り先・立ち回り地域				
			受理警察署		警察署				
			受理番号		第 号				
			受理年月日		年 月 日				
発 信 者			公表の有無						
			行方不明者の種類						
特 異 行 方 不 明 者	本（国）籍								
	住 所								
	職 業								
	フリガナ								
	氏 名								
	フリガナ								
	異 名								
	生 年 月 日		年 月 日（ 歳）		性 別				
身 体 特 徴		種別	部位	形状	備考	体 型 (体重)		面 型	
	1					() kg		顔 色	
	2					眼 鏡	レンズ ()		
	3						縁 ()		
身 長		cm			頭 髪				
着 衣	上衣①（コート、ジャンパー類）		所持金品		カバン・バッグ類				
	上衣②（セーター、トレーナー類）				財布（所持金）		所持金 ()		
	上衣③（ブラウス、Tシャツ類）				スマートフォン、携帯電話機（電話番号）		電話番号 ()		
	下衣（ズボン、スカート等）				時計		メーカー () 名 称 () その他特徴 ()		
	ネクタイ、帽子等				貴金属類				
	パジャマ、下着類				その他				
	履物（cm）				() cm				
	その他								
	使 用 車 両	自動車区分					通称名		
登録車両番号				塗色					
使用者				運転免許の有無					
記 事									

行方不明となった場所・状況					
届出人	住 所	(連絡先)			
	職 業		氏名		
	行方不明者との関係				
	発見時の意思	・発見時に通知してください ・発見時に保護してください		・発見の際は、迎えに行きます ・その他 ()	
受理署長の意見 (発見時)					
捜索活動の対象	立ち回り見込先	所在地		関係者名	行方不明者との関係
	立ち回り見込地域	地 域 名	業 種 等	理 由	
参考事項					
行方不明者の写真等					

第 7 号様式（第 3 の 1 の(2)関係）

年 月 日	
警察署長 殿	
住所	
氏名	
電話番号	
公 表 要 請 書	
行方不明者 に関する公表を要請します。 公表については、私が全責任を負います。	
公表の方法	☐ 警察署の掲示板 ☐ 警察のウェブサイト ☐ 県警あんしんメール ☐ 防災無線の放送依頼 ☐ その他（ ）
公 表 の 内 容	具 体 的 公 表 の 範 囲
写 真	☐ しない ☐ 公表
氏 名	☐ しない ☐ 公表
年 齢	☐ しない ☐ 公表
特 徴 服 装	☐ しない ☐ 公表 身長 cm 体重 kg
行方不明 となった 状 況	(年 月 日 から行方不明)
備 考	

- ※注意
- ◎希望する□にレ点を付し、公表範囲を記入してください。
 - ◎詳細事項の公表は、詐欺等の被害に遭うおそれがありますので注意してください。
 - ◎公表内容は要請の範囲内で警察で判断しますので、全て公表されるとは限りません。
 - ◎公表期間は、おおむね 3 か月間です（公表期間の延長等は可能）。
 - ◎公表資料の作成にかかる費用は届出人の負担となります。

年 月 日

行 方 不 明 者 手 配

写 真

鹿 児 島 県 警 察 署
年 第 号

○ ○ ○ ○

歳

特 徴
身 長 cm

服 装

使 用 車 両
○ 色

（呼び掛け文）

月 日に自宅を出たまま行方不明となっています。

心当たりの方は、

鹿 児 島 県

警 察 署

係

TEL ○○○－○○○－○○○○

まで、ご連絡ください。

※注意 紙の大きさは日本企業規格A列4番とする

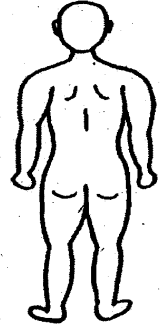
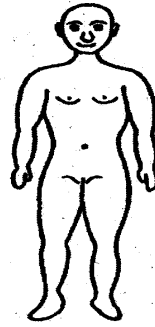
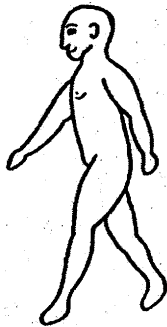
第 9 号様式（第 3 の 1 の(4)関係）
身 元 不 明 死 体 票 （ 表 ）

作成年月日		年 月 日		作成署及び作成番号		庁 道 府 警 察 署 年 第 号 県 方 面										
性別 及び 推定 年齢	男・女	同 伴 者	有・無	国籍	死 因	検視、 調査等 の日時	年 月 日		発 見 時		年 月 日 時	※分類 番号	第 1 分類	第 2 分類	第 3 分類	第 4 分類
	歳位		男 名				午前・後 年 月 日 時	年 月 日 時	前後							
	女 名				午前・後 年 月 日 時		死亡又は死亡 推定年月日時		前後							
発 見 死 亡 の場所	発見	都道府県 市区 町 村 番地				自 称 住 所 氏 氏名	所持品 中の印 鑑押印									
身 体 特 徴	種 別	部 位	形 状		種 別	部 位	形 状		種 別	部 位	形 状					
	手術こん				欠 損				い ぼ							
	創傷こん				いれずみ				ほくろ							
	火傷こん				灸 こん				そ の 他							
体 格 ・ 人 相	身 長	c m				着 衣	オ ー バ ー コ ー ト 類					ネ ク タイ バ ン ド 等				
	体 重	肥 ・ 小 肥 ・ 中 肉 ・ や せ ・ 不 明					上 衣 ブ ラ ウ ス					下 着				
	面 型	▽ △ ⊖ □ ⊙ 不 明					ズ ボ ン ス カ ー ト 着					履 物	(・) c m			
	眼 鏡	レ ン ズ () 緑 ()					セ ー タ ー シ ャ ツ 等					そ の 他				
血 液 型	A ・ B ・ A B ・ O		十 指 類 番 号			所 持 金 品 等	カ バ ン バ ッ ク 類					時 計	メ ー カ ー 名 () 名 称 () 角 ・ 丸 () 型、 金 ・ ク ロ ー ム 色 側 () 針、 () 石、 日 ・ 曜 日 付、 防 水 自 動 巻、 () 色、 皮 ・ 布 ・ 鎖 バ ン ド 付 番 号 ()			
歯	上 右 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 左 下				財 布 (所持金品)						そ の 他					
					飾 身 具											
人 相 写 真 貼 付 欄							身 体 特 徴 着 衣 所 持 品 } 等 の 写 真 貼 付 欄									

(備考)
1 ※印は、作成署では記入を要しない。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

身 元 不 明 死 体 票 (裏)

身 体 特 徴 部 位 図 示



発見時の状況（自他殺、事故死等の認定理由、その他参考事項）

※調査状況（行方不明者届受理票等との対照結果、他府県に対する手配、その他調査事項）

※ 年月日、調査者氏名印

※府 県 本 部				警 察 署					
氏名	責 任 者	自府県行方不明者 届受理票との対照者	取 扱 担 当 者	指 紋 照 会		総 合 照 会	行方不明者届 受理票との対照者	検視、調査等の実施者	作 成 者
				警察庁に対する照会	自府県に対する照会				
			月 日		月 日	月 日	月 日		

注：死者の指紋があるときは、押なつた用紙（又はその写し）の一端を糊付して、添付すること。

迷い人票

		迷い人番号		年 第 号		発見者																																				
発見年月日時		年 月 日 前後 時 分				発見場所																																				
迷い人（自称）	本(国)籍					発見の経緯																																				
	住 所																																									
	職 業	フリガナ																																								
	フリガナ	氏 名				迷い人の申立て内容																																				
	異 名																																									
生年月日	年 月 日（ 歳）		性 別	男・女																																						
照会・調査の経過及び結果																																										
身体特徴	種 別	部 位	形 状	種 別	部 位	形 状	種 別	部 位	形 状																																	
	身長					c m	オーバーコート類		ネクタイバンド																																	
	体型	肥・小肥・中肉・やせ・不明					着	上 衣 ブラウス	下 着																																	
	面型						衣	ズボン スカート	履 物																																	
	顔色	白・青白・普通・浅黒・赤					セーター ワイシャツ	その他																																		
	眼鏡	レンズ（ ）縁（ ）					所持品等	カバン バック類	時計 メーカー名（ ）名称（ ） 角・丸（ ）型、金・クローム色側 （ ）針、（ ）石、日・曜日付、防水 自動巻、（ ）色、皮・布・鎖バンド付 番号（ ）																																	
	頭髪						財 布 (所持金)																																			
	血液型	A ・ B ・ A B ・ O					飾身具 その他																																			
	歯	右 上 左																																								
<table><tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr></table>										8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	
8		7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																										
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																											
下																																										
行動等の特徴	音 声 なまり						歩 行 対 話																																			
	趣味 嗜好 特 資		格 好 技 術																																							
保護状況	保護の根拠		1 警職法3-1-1		2 警職法3-1-2		3 児福法33		4 少年法12		5 警察法2		6 その他（ ）																													
	理 由						期 間																																			
	身 引 継 引継先						場 所																																			
身元確認	年月日時						確認後の措置																																			
	確認経過																																									
補充事項																																										

（注）写真は、別紙に添付すること。

第11号様式（第3の1の(6)関係）

迷 い 人 照 会 書

その1

宛 て 名			照 会 年 月 日		年 月 日	
			迷 い 人 番 号		年 第 号	
			発 見 警 察 署			
			発 信 者			
発 見 日 時			発 見 場 所			
迷 い 人 （ 自 称 ）	本（国）籍					
	住 所					
	職 業					
	フリガナ					
	氏 名					
	フリガナ					
	異 名					
身 体 特 徴	生年月日				性 別	
			体 型		面 型	
			(体重)		kg	顔 色
					眼 鏡	
身 長		cm	頭 髪			
着 衣			所 持 金 品			

その2

経歴・土地鑑等		
調査・照会経過		
照会内容	調査依頼事項	理由
保護状況		
参考事項		

申 立 書

年 月 日

警察署長 殿

私は、 に係る行方不明者届の届出人として、
同人の発見のため、

☐ 同人が遺留したと認められる資料

(資料の種類：)

☐ 同人の（実子・実父・実母）の資料

(資料の種類：)

についてDNA型鑑定の実施を求めます。

氏名

(注)該当する□にレ点を付すこと。

第13号様式（第4の1の(3)関係）

（本人資料用）

同 意 書

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した が遺留したと認められる資料を鑑定し、同人の発見のため、警察において活用することに同意します。

氏名

行方不明者との関係

☐ 届出人

☐ 同人の 実子・実父・実母

（注）該当する□にレ点を付すこと。

同 意 書

年 月 日

警察署長 殿

私は、任意に提出した資料を鑑定し、 の発見
のため、警察において活用することに同意します。

氏名

行方不明者との関係

☐ 実子

☐ 実父

☐ 実母

（注）該当する□にレ点を付すこと。

受 領 書

年 月 日

殿

あなたが、 に係る行方不明事案に関して、同
人の発見のため、提出した

☐ 同人が遺留したと認められる資料

(資料の種類：)

☐ 同人の（実子・実父・実母）の資料

(資料の種類：)

については、DNA型鑑定のため、確かに受領しました。

警察署長

(注)該当する□にレ点を付すこと。

返還希望書

年 月 日

警察署長 殿

私は、 に係る行方不明事案に関して、同人の発見のため、提出した

☐ 同人が遺留したと認められる資料

（資料の種類： ）

☐ 同人の（実子・実父・実母）の資料

（資料の種類： ）

についてDNA型鑑定のための

☐ 返還を求めます。

☐ 返還を放棄します。

氏名

（注）該当する□にレ点を付すこと。

返 還 書

年 月 日

警察署長 殿

私が、 に係る行方不明事案に関して、同人の
発見のため、提出した

☐ 同人が遺留したと認められる資料

(資料の種類：)

☐ 同人の（実子・実父・実母）の資料

(資料の種類：)

について確かに返還を受けました。

氏名

(注)該当する□にレ点を付すこと。

第18号様式（第4の2の(1)関係）

特異行方不明者等DNA型鑑定嘱託書

年 月 日

鹿児島県警察本部
刑事部科学捜査研究所長 殿

鹿児島県 警察署長
(公印省略)

特異行方不明者 に係る行方不明事案につき、行方不明者発見活動に関する規則第24条の2第1項の規定に基づき下記事項の鑑定を嘱託します。

記

- 1 鑑定資料
- 2 鑑定事項
- 3 その他参考事項

行方不明者 受理票	受理警察署	警察署
	受理番号	
	受理年月日	年 月 日
特異行方 不明者	氏名(カナ)	()
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
資料提供者	氏名(カナ)	()
	性別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
	特異行方不明者との関係	

担当： 課 係 警電(-)

第19号様式（第5の1関係）

行方不明者発見票

行方不明者	受理警察署・受理年・受理番号
	警察署
	年 第 号
	行方不明者の氏名・年齢・種別
	氏名
	年齢
	種別

作成日	年 月 日	発見区分	1 所在確認	警察又は届出人等において所在が確認された者	作成者	署（課・隊）	
			2 死亡確認	警察において死亡が確認された者			
			3 その他	届出が取り下げられた者等			
発見等 （死亡確認） 年月日時	年 月 日 午（前・後） 時 分 （死亡の場合は、死亡確認年月日時）				手配等の活用	1 システム登録 2 特異行方不明者手配書（立ち回り先・立ち回り地域） 3 報道等（新聞テレビ等・その他（ ）） 4 インターネット 5 警察施設等への掲示 6 その他（ ） 7 該当なし	
	年 月 日 午（前・後） 時 分						
発見場所							
発見等の状況	発見の端緒	1 立ち回り調査	2 職務質問	3 立入調査等	4 少年補導	発見時の状況	1 被害者（凶悪犯・福祉犯・その他） 2 被疑者 3 その他
		5 犯罪捜査	6 民間通報	7 保護願出	8 その他		
発見時の行方不明者の申立て等				受理署長との連絡の経過			
補充事項						保護の有無	有 無

発見等による対応	通知の有無	1 行方通知 連絡日時 月 日 時 分 連絡先	（通知内容） ・全通知 ・一部通知 ・生存のみ	2 通知不要 ・ストーカー事案 ・配偶者暴力事案 ・その他	手配解除の有無	有 無	
	通知の経過又は通知不要の理由、行方不明者の措置等				手配解除「無」の理由		
※ 受理所属担当者		所属		担当者氏名		仮登録日時	
※ 警察本部担当者		所属		担当者氏名		本登録日時	

同意書

警察において、私に関する行方不明者届を受理しており、届出人は、
（届出人氏名）
であると聞きました。

私は、届出人から

- ☐ つきまとい等のストーカー行為をされていました。
- ☐ 配偶者からの暴力等を受けていました。
- ☐ その他（ ）

届出人に対し、

- ☐ 生存のみ連絡することに同意します。
- ☐ 私の住所又は居所、電話番号等を連絡することに同意します。
- ☐ その他（ ）

年 月 日

氏名

(注)該当する□にレ点を付すこと。

第21号様式（第5の5関係）

特異行方不明者手配解除通知書

宛 名	殿	通報年月日		年	月	日
		手配年月日		年	月	日
		手配事由		立ち回り先・立ち回り地域		
		受理警察署				
発信者		受理番号		第	号	
フリガナ			生年月日	年	月	日
氏名				()		
解除事由	1 所在確認 2 死亡確認 3 その他					
発見 (死亡確認) 年月日	(発見)		発見所属			
	(死亡確認)					
発見の 状況						
解除する 手配	立ち回り見込先	所在地		関係者名		行方不明者との関係
	立ち回り見込地域	地域名		業種等		理 由
その他						